

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

北区長

公表日

令和7年10月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税賦課・徴収事務
②事務の概要	北区における地方税賦課・徴収事務は、個人住民税(特別区民税・都民税)賦課関連事務、軽自動車税賦課関連事務、徴収関連事務、滞納整理に関する事務の4つに分けられる。 1. 個人住民税賦課関連事務 【概要】 ・地方税法に基づき、賦課期日(1月1日)において区内に住所のある者、または区内に住所はないが区内に事務所・事業所・家屋敷がある者について、前年中の所得に応じて個人住民税額を算定、賦課決定を行う。 ・個人住民税額について特別徴収義務者、保険者及び納税者に通知する。 【事務の具体的な内容】 ・課税対象者情報の準備 ・納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領 ・他市区町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認等、他自治体への調査及び他自治体からの調査に対する回答 ・住民税額の決定、通知書の送付 ・災害、生活保護を受ける場合の減免審査 ・住民税情報の移転・提供 ・課税証明書等(課税・非課税・納税証明書)の発行 2. 軽自動車税賦課関連事務 【概要】 地方税法に基づき、賦課期日(4月1日)時点において北区内で軽自動車等の主たる定置場を有する個人に対し、車種等により軽自動車税額を賦課、通知する。 【事務の具体的な内容】 (1)軽自動車税賦課決定準備 ○登録、変更 ・北区ナンバーについては住民等から窓口で申請を受け、税務システムへの入力を行い、ナンバープレートを交付する。 ・練馬ナンバーについては住民等から直接または全国軽自動車協会連合会を通じて申告書の提出を受け、税務システムに入力する。 ・前市区町村で登録していた車両を廃車しないまま北区で登録した場合、前市区町村へ課税物件異動通知を送付する。 ○廃車 ・北区ナンバーについては窓口及び郵送で申請を受けて、税務システムに入力し、廃車受付書を交付する。 ・練馬ナンバーについては住民等から直接または全国軽自動車協会連合会を通じて申告書の提出を受け、税務システムに入力する。 ・全国軽自動車協会連合会から転出車両情報リストの提出を受け、税務システムに入力する。 (2)軽自動車税の賦課決定 ・4月1日時点で軽自動車等を所有している者に対し、申告された内容を基に賦課決定する。 (3)納税義務者への通知 ・賦課決定されたデータを委託業者へ提供し、納税通知書への印字及び封入封緘を行った後、納税義務者へ発送する。 ・返戻になった納税通知書は所有者の転出先調査を行い、転出先が判明すれば再送する。再転出等で判明しなかった場合は転出後の市区町村へ住所照会依頼文書を送付し、調査を行う。 (4)減免 ・住民等から軽自動車税減免申請書の提出を受けて、該当者には軽自動車税減免決定通知書を送付する。 (5)各種お知らせに関する業務 ・他市区町村に転出後、ナンバー変更がない対象者に転出者へのお知らせを発送し、手続きを促す。 ・税務システムにより死亡者相続人を抽出し、該当者に廃車及び名義変更の案内を送付する。その後の反応によっては名義変更や廃車の入力を行う。

	3. 徴収関連事務 (1) 収納管理に関する業務 地方税法に基づき賦課・更正された個人住民税、軽自動車税の収納情報を管理する。 ○ 賦課情報の登録 個人住民税、軽自動車税の賦課及び更正情報を収納情報へ登録する。 ○ 収納(納付(納入)済通知書)情報の登録 指定金融機関が取りまとめた、住民等が納付、納入した情報を、指定金融機関へデータ化を委託し、データ化したファイルを税務システムに一括登録する。 (2) 口座振替登録情報に関する事務 住民から申請された口座振替に関する情報の登録・変更・取消情報を管理する。 (3) 過誤納金に関する業務 過誤納金が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書の情報に基づき、指定された口座に振り込みを行う。また、住民より公的給付支援等口座登録簿関係資料に登録された口座(以下「公金受取口座」という)での還付金の受け取りの意思表示がある場合、情報提供ネットワークシステムを介して、口座関係情報を取得し、登録された口座に振り込みを行う。 (4) 督促に関する事務 納期限までに税金を完納しなかった場合、地方税法に基づき対象者を抽出し督促状を出力する。その後、封入封緘作業を業者へ委託し、督促状を送付する。 4. 滞納整理に関する事務 地方税法、国税徴収法、その他の法令等に基づき、個人住民税、軽自動車税を滞納している個人及び法人(以下、「滞納者」という。)に対し、催告、納税交渉、各種調査、財産調査、滞納処分等の手段により滞納整理を行っている。 ○ 催告書の送付: 納付のない滞納者に催告書を送付する。 ○ 納税交渉: 滞納者との納税交渉により、納付意思があるにも関わらず完納に至らない場合、分割納付、徴収猶予、延滞金の減免を行う。 ○ 各種調査: 地方税法、国税徴収法等に基づき、滞納者の実態調査や財産調査などを行う。 ○ 滞納処分: 地方税法、国税徴収法等に基づき、調査結果に応じて、滞納処分を行う。 ・ 差押、換価・公売、配当・充当: 地方税法、国税徴収法等に基づき、財産調査で発見された滞納者の財産に対する差押えを行う。さらに、差押え後も納付がない場合は、取立て・公売により差押財産の換価処分を行い、代金を配当し滞納額に充当する。 ・ 執行停止: 地方税法に基づき、各種調査の結果、財産がないことや滞納処分を行うことで生活が著しく困難になること等が判明した場合、執行停止処理を行う。 ・ 不納欠損: 地方税法に基づき、時効や執行停止により徴収権が消滅した場合、不納欠損処理を行う。 ○ 電話催告業務: 納期限を過ぎても、納付の確認できていない者に対し、電話による納付案内を行う。
③システムの名称	税務システム(個人住民税システム・軽自動車税システム・収納消込システム)、北区共通基盤システム、国税連携システム、eLTAX審査システム、中間サーバー、滞納整理システム、電話催告システム、情報連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル、軽自動車税賦課情報ファイル、収納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表の24の項、135の項 第9条第2項 第9条第3項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条（以下、「2条表」という。） （2条表における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」となる地方税関係情報各項（1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項） （2条表における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項（48の項） 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部税務課、区民部収納推進課
②所属長の役職名	税務課長、収納推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係（第一庁舎3階3番） 03-3908-8624
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 ・住民税賦課情報ファイルについて 区民部税務課課税第一係（第一庁舎2階10番） 03-3908-1115 ・軽自動車税賦課情報ファイルについて 区民部税務課税務係（第一庁舎2階12番） 03-3908-1114 ・収納管理情報ファイルについて 区民部収納推進課収納係（第一庁舎2階19番） 03-3908-1124
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を外部に受け渡す際には、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・他自治体などへ特定個人情報を含む書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数で確認を行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリ等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☒ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	--

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第2項に基づく条例改正又は制定を行う 予定	第9条第2項	事後	・「東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を制定したため「予定」を削除。
平成28年12月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日	平成28年1月1日	事後	
平成28年12月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日	平成28年1月1日	事後	
平成29年12月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日	平成29年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(平成29年度の人数を記載)。
平成29年12月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日	平成29年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(平成29年度の人数を記載)。
平成29年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 銭場 多喜夫、収納推進課長 持田 修	税務課長 持田 修、収納推進課長 藤嶋 賢輔	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(平成29年度の人数を記載)。
平成29年12月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	・収納管理情報ファイルについて 区民部収納推進課収納係(第一庁舎2階7番)	・収納管理情報ファイルについて 区民部収納推進課収納係(第一庁舎2階19番)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(平成29年度の人数を記載)。
平成31年3月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日	平成30年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(平成30年度の人数を記載)。
平成31年3月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日	平成30年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(平成30年度の人数を記載)。
平成31年3月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 持田 修、収納推進課長 藤嶋 賢輔	税務課長、収納推進課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務システム(個人住民税システム・軽自動車税システム・収納管理システム)、北区共通基盤システム、国税連携システム、eLTAX審査システム、中間サーバー、滞納整理システム、電話催告システム	税務システム(個人住民税システム・軽自動車税システム・収納消込システム)、北区共通基盤システム、国税連携システム、eLTAX審査システム、中間サーバー、滞納整理システム、電話催告システム、情報連携システム	事前	システム更改
令和1年11月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日	平成31年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和元年度の人数を記載)。
令和1年11月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日	平成31年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和元年度の人数を記載)。
令和3年10月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」となる地方税関係情報各項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」となる地方税関係情報各項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	事後	番号法の改正に伴う号ズレによる変更及び情報提供の対象となる事務の追記であり重要な変更にと当たらない。
令和3年10月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和3年度の人数を記載)。
令和3年10月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和3年度の人数を記載)。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	3. 徴収関連事務 (1)収納管理に関する業務 地方税法に基づき賦課・更正された個人住民税、軽自動車税の収納情報を管理する。 ○賦課情報の登録 個人住民税、軽自動車税の賦課及び更正情報を収納情報へ登録する。 ○収納(納付(納入)済通知書)情報の登録 指定金融機関が取りまとめた、住民等が納付、納入した情報を、指定金融機関へデータ化を委託し、データ化したファイルを税務システムに一括登録する。 (2)口座振替登録情報に関する事務 住民から申請された口座振替に関する情報の登録・変更・取消情報を管理する。 (3)過誤納金に関する業務 過誤納金が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書の情報に基づき、指定された口座に振り込みを行う。 (4)督促に関する事務 納期限までに税金を完納しなかった場合、地方税法に基づき対象者を抽出し督促状を出力する。その後、封入封緘作業を業者へ委託し、督促状を送付する。	3. 徴収関連事務 (1)収納管理に関する業務 地方税法に基づき賦課・更正された個人住民税、軽自動車税の収納情報を管理する。 ○賦課情報の登録 個人住民税、軽自動車税の賦課及び更正情報を収納情報へ登録する。 ○収納(納付(納入)済通知書)情報の登録 指定金融機関が取りまとめた、住民等が納付、納入した情報を、指定金融機関へデータ化を委託し、データ化したファイルを税務システムに一括登録する。 (2)口座振替登録情報に関する事務 住民から申請された口座振替に関する情報の登録・変更・取消情報を管理する。 (3)過誤納金に関する業務 過誤納金が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書の情報に基づき、指定された口座に振り込みを行う。また、住民より公的給付支援等口座登録簿関係資料に登録された口座(以下「公金受取口座」という)での還付金の受け取りの意思表示がある場合、情報提供ネットワークシステムを介して、口座関係情報を取得し、登録された口座に振り込みを行う。 (4)督促に関する事務 納期限までに税金を完納しなかった場合、地方税法に基づき対象者を抽出し督促状を出力する。その後、封入封緘作業を業者へ委託し、督促状を送付する。	事前	公的受取口座登録制度の開始による追加
令和5年8月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の16の項 第9条第2項 第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の16の項、101の項 第9条第2項 第9条第3項	事前	公的受取口座登録制度の開始による追加
令和5年8月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」となる地方税関係情報各項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 102, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」となる地方税関係情報各項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 102, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事前	公的受取口座登録制度の開始による追加
令和5年8月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和5年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和5年度の人数を記載)。
令和5年8月17日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和5年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和5年度の人数を記載)。
令和6年6月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の16の項、101の項 第9条第2項 第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表の24の項、135の項 第9条第2項 第9条第3項	事後	番号法改正に伴う変更 別表の項変更。
令和6年6月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」となる地方税関係情報各項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 102, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条(以下、「2条表」という。) (2条表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」となる地方税関係情報各項(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項) (2条表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(48の項) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	番号法の改正に伴う変更 別表2の削除に伴う、命令の施行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和6年度の人数を記載)。
令和6年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和6年度の人数を記載)。
令和7年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日	令和7年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和7年度の人数を記載)。
令和7年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日	令和7年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和7年度の人数を記載)。